

草津市民設児童育成クラブ設置・ 運営事業者募集要項

令和 7 年 6 月

草津市こども若者部

こども若者政策課

1 募集の趣旨

草津市の放課後児童育成クラブは、現在、市内14小学校区で公設民営にて開設しているほか、24箇所の民設民営の児童育成クラブを開設しています。

今後も児童育成クラブの利用希望者の増加や多様なニーズにより、定員を超えることが予想される地域を対象に、児童育成クラブを開設する意欲のある民間事業者を広く公募します。

なお、民設児童育成クラブ運営等事業費補助金や施設改修補助金、交付条件等の詳細については、別紙「草津市民設児童育成クラブ事業補助金交付の手引き」を参照してください。

2 注意事項

「子ども・子育て支援新制度」に基づき、現行の公設児童育成クラブと同等の基準を確保する必要があるため、児童育成クラブの施設整備や運営にあたっては「草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」および「草津市児童育成クラブ条例」、「草津市児童育成クラブ条例施行規則」を必ず遵守していただき、事業計画等を作成のうえ、事業を実施してください。

3 放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）の概要

（１） 事業の目的

放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に在学している児童に対し、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする。

（２） 事業の内容

① 児童の保育に関する業務

放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的な機能を補完しながら、生活の場を提供し、遊びおよび生活を通して児童の健全育成を図るため、次の業務を実施する。

- ア 児童の健康管理、安全確保および情緒の安定に係る業務
- イ 児童への基本的生活習慣の確立に向けた指導
- ウ 遊びや体験を通じ自主性、社会性および創造性を培う活動
- エ 保護者への連絡、支援および連携

- a おたより、連絡帳等を活用して、家庭との連絡を行うこと。また、保護者会等を開催し、必要に応じて個人面談を行い、児童の生活を保護者に伝え相互理解を

深めるように努めること。

- ｂ 保護者との確認をもとに、必要とする児童には宿題ができる環境を整えるなど、配慮すること。

オ 放課後児童育成クラブに通う児童以外の児童や地域住民との交流活動

カ 指導内容に関する情報の共有

キ 学校との連絡および調整、地域の関係団体等との連絡および調整

ク 支援員等の研修（障害児保育、応急処置、衛生管理ならびに防災、防火対策および防犯対策等）

ケ 行事や活動の企画と記録

コ 事務（記録やおたより等の作成、提出物の点検および会計事務等）

サ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

② 児童の健全育成を図るための事業に関する業務

児童の健全育成を図るため、児童の状況や地域環境、支援員等の技能等を考慮のうえ、次に例示する活動（事業）を実施する。

ア 児童が自ら進んで行う自由遊び、集団遊び、グループ活動、制作物の作成、遊びの伝承、読み聞かせや読書活動、劇遊びや表現活動、スポーツ、季節行事や伝統行事、食育活動、飼育や栽培の活動、表現や鑑賞の活動、遠足やクラブ外での活動等

（３）対象児童および定員

対象児童は、草津市内の小学校等に就学している１年生から６年生までの児童で、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とし、定員は概ね４０人とする。

また、支援員等の加配が必要な児童が利用を希望する場合は、積極的な加配支援員等の確保と受け入れに努めること。

（４）募集学区および開設条件

＜募集学区＞

① 老上小学校区・・・１箇所

施設の設置場所は、原則、募集学区の小学校区内で、小学校の校門（小学校が学校敷地との出入りを目的として認めるもの。（以下、同様））から施設まで実際に登所する道程がより短距離であり、登所する児童が広く利用できるとともに、送迎において小学校の周辺や保護者のお迎えなどの利便性が高いなど、その事業特性を十分考慮したうえで、将来的に継続した運営が可能となるようニーズが見込まれる場所を選定すること。

また、開設する小学校区以外の児童についても、入会を希望する場合は積極的に受け入れができるように、児童が在籍する小学校から開設する民設児童育成クラブ間の送迎

対応を充実させること。

(5) 開所時期 令和8年4月1日厳守

4 応募要件等

(1) 応募対象者

社会福祉法人およびその他の法人 (設立予定を含む)

※その他の法人

公益社団(財団)法人、学校法人、特定非営利活動法人、非営利を目的とする団体、株式会社、有限会社、一般社団(財団)法人

(2) 応募資格

- ① 民設児童育成クラブの運営を希望する者で、かつ、次の要件を満たす者であること。

ア こども基本法、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、道路運送法等を熟知し、遵守のうえ、放課後児童健全育成事業に熱意と理解を持ち、保育の質の向上を常に視野に入れながら、民設児童育成クラブ運営を適切に行う能力を有すること。

イ 本市の児童育成クラブを十分に理解し、積極的に協力すること。

ウ 資金計画および提案された保育計画等が適正であること。

エ 事業実施するために必要な経済的基盤として、民設児童育成クラブの年間運営事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

オ 法人および法人が現に運営している施設(系列法人も含む)について、所管庁等による過去3年間における監査・実地指導等で指摘を受けた事項について、改善されたあるいは改善の見込みがあること。

カ 民設児童育成クラブの実施にあたって、不正または不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

- ② 法人もしくは法人の代表者および役員(それぞれ就任予定者を含む)が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与え

- る目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 上記アからオでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- キ 上記アからオに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

- ③ 事業実施施設の確保が確実に見込まれること。土地の取得または賃借を予定している場合は、申請提出時点で、取得または賃借が確実に見込まれる根拠として確約書を提出すること。
- ④ 財務内容が適正であること。
- ⑤ 本部所在地および草津市において、法人税、消費税、市税等の納税義務がある税金および水道料金、下水道使用料を滞納してないこと。

(3) 欠格事項

- ① 応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。
 - ア 同一の場所について複数の提案書類を提出した場合
 - イ 当募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合
 - ウ 申請者および申請者の代理人ならびにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、もしくは草津市社会福祉法人等審査会委員に個別に接触した場合
 - エ 申請書類に虚偽の記載があった場合
 - オ その他不正な行為があった場合

5 民設児童育成クラブ施設の設置等に関する条件

- (1) 開設場所については、原則、募集学区の小学校区内で、小学校の校門から施設まで実際に登所する道程が、概ね500m以内であること。募集学区の小学校区内で、小学校の校門から施設まで実際に登所する道程が概ね500m以内が望ましいが、学校との調整や安全な送迎体制が確保できる場合は、小学校区外あるいは概ね500m以上でも応募は可能とする。ただし、児童が徒歩で登所できる距離として、小学校の校門から施設まで実際に登所する道程が概ね750mを超える場所に開設する場合は、車両による送迎体制の提案について検討すること。

また、2km以上を目途に、児童が徒歩で登所できる距離を過度に超える場所に開所する場合は、必ず車両による送迎体制を提案すること。

なお、上記に関わらず、徒歩による登所による場合は、送迎員を必ず配置すること。

- (2) 事業者自らが所有または賃貸する物件において運営を行うこと。
- (3) 施設は事業者が確保するものとし、建物は事業者が令和7年度中に整備し、令和8年4月1日に確実に開所するよう進めること。
- (4) 施設は、昭和56年6月1日以降に建築確認済証を受けていること。また、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施のうえ、問題のない状態であるもの、または耐震補強済みのものであること。
- (5) 保育室、静養室、流し台、手洗い場、児童が使用できるトイレ、児童用ロッカーの設備を設けるとともに、維持のために必要な施設、設備の修繕や保守点検を行うこと。
- (6) 保育室の面積は、児童1人につき1.65㎡以上あること。
- (7) 保育室が静養室、児童が使用できるトイレと区画されていること。
- (8) 児童の保健衛生上必要な日照、採光および換気等に十分配慮された建物であること。
- (9) 児童が性被害にあわないよう、施設全体において適切な配慮を行うこと。特に着替えの際などには、外部からの視線を防ぐことができるよう、必要な措置を講じること。
- (10) 火災報知機、消火器および非常警報器具が設けられていること。
- (11) 地震時の大型家具等の転倒防止措置を講じるなど、児童の安全確保の配慮がされていること。
- (12) 都市計画法に適合する場所にあり、建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守していること。200㎡以上の施設で児童育成クラブを実施する場合にあっては、建築基準法に基づき、児童厚生施設等の用途変更の届出をすること。
- (13) その他、本市が制定する「草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」における基準を満たすこと。

- (14) 設置計画が周辺住民に理解されるよう、施設整備の計画や運営等（送迎時の安全対策や渋滞対策も含む）について十分に検討し、申込みまでに整備する地域のまちづくり協議会会長および町内会長に事前説明を行い、意見を収集すること。なお、募集学区以外の小学校区に設置を計画する場合は、募集学区および設置学区のまちづくり協議会会長および町内会長に事前説明を行い、意見を収集すること。さらに、可能であれば申込みまでに事前に近隣住民へ十分な説明を実施すること。（議事録等、まちづくり協議会会長および町内会長、近隣住民への説明内容を示す書類を添付すること。）なお、共同住宅・テナントビル等にて事業を行う場合は、同階利用者の他、上下階利用者を対象に説明等を行うこと。
- (15) 土地や建築に関する関係法令等を満たし、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、本市または関係機関の所管課などに確認の上、実現可能な改修計画書として提出すること。特に市街化調整区域において開設を検討する場合は、草津市開発調整課・建築政策課に必ず事前に相談をすること。
- (16) 入所児童の保護者による児童送迎用のための駐車場を必ず1台分以上確保するとともに、適切な台数分の駐輪場を確保すること。
- (17) 施設の改修に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、外構・付帯工事、給水装置の新設等の分担金他一切を含む。）は事業者の負担とすること。
- (18) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、民設児童育成クラブを行う場所と明確に区分けをすること。

6 民設児童育成クラブの運営に関する条件

- (1) 民設児童育成クラブの定員は、概ね40人とする。
- (2) 管理者および職員配置
 - ① 民設児童育成クラブを管理する者（管理者）を配置すること。
 - ② クラブには、常時2人以上の放課後児童支援員(※)を配置すること（管理者との兼務可）。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援を補助する者。）に代えることができる。

(※)放課後児童支援員について

放課後児童支援員は下記「(3) 支援員の資格要件」を満たすものであって、都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

なお、資格要件を満たすものであって、2年以内に上記研修を修了する予定のものとして、放課後児童健全育成事業者が認めるものを、同一の事業者につき1回に限り、放課後児童支援員とみなすことができる。（市への届出が必要となります）

(3) 支援員の資格要件

- ① 保育士、教諭、社会福祉士の資格を有する者
- ② 大学、大学院において社会福祉学、心理学等を専修・専攻し卒業した者
- ③ 高等学校を卒業し、放課後児童健全育成事業に2年以上従事した者
- ④ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めた者

なお、事業を複合的に行う場合は、民設児童育成クラブの支援員と明確に区分すること。

(4) 開設日

以下に掲げる日を除く草津市の児童育成クラブの開設日に準じ、その開設日数以上の日数を開設すること。

（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日および1月2日、3日ならびに12月29日から12月31日は除く）

(5) 開設時間

以下に掲げる草津市の児童育成クラブの開設時間に準じ、その開設時間以上の時間を開設すること。

（放課後から午後7時までとする。ただし、土曜日および草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）第3条第3項または第4項の規定による小学校の休業日もしくは休業日とされた日は、午前8時から午後7時までとする。）

【民設児童育成クラブのサービスとして、午後８時や９時まで延長保育を拡大すること等は可能である。】

(６) その他

- ① 民設児童育成クラブの入会募集および入会決定は、市と調整のうえ、事業者が募集し市が定めた選考基準で入会決定をすること。
- ② 多様な市民ニーズに応えるために、民設児童育成クラブのサービスの充実（延長保育の拡大等）を積極的に行うこと。
- ③ 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- ④ 保護者との交流を図り、保護者の意見を民設児童育成クラブ運営に反映させること。
- ⑤ 支援員等の資質向上に向けて、人権研修を含め、職員研修を積極的に実施すること。
- ⑥ 保育中における入所児童の事故等に備えて、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府）」等を参考に事故発生の防止や事故が発生した場合の対応のための指針を整備するとともに、児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。
- ⑦ 学校から民設児童育成クラブまでの児童の送迎については事業者の自主運営とし、徒歩による場合には送迎員を必ず配置のうえ引率し、安全性を十分に確保すること。また、保育に伴う施設外への移動が生じる場合についても、児童の安全確保に留意すること。
- ⑧ 保育料は、草津市が定めた保育料を事業者で徴収し運営費に充当すること。
- ⑨ 運営経費については、その一部を補助する。
- ⑩ 原則として、市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、自主事業の保護者負担は対象外とする。
- ⑪ 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）に基づくものとし、また、民設児童育成クラブ業務で知り得た内容等は守秘義務を守ること。
- ⑫ その他、本市が制定する「草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」における基準を満たすこと。

(７) 施設等の転用について

施設改修補助金、備品購入補助金、賃借料補助金を受けた事業者は、施設等を児童育成クラブの目的以外に使用しないこと。

7 補助金

(1) 民設児童育成クラブ事業に係る補助金の交付対象および補助金額は下記のとおりです。詳しくは、「草津市民設児童育成クラブ事業補助金交付の手引き」をご覧ください。

① 施設改修等に係る補助金

ア 対象事業者

- ・ 社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人
- ・ 学校法人・特定非営利活動法人・非営利を目的とする団体、株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人

イ 施設改修等補助基準額

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助基準額	支払予定
施設改修補助金	新たに児童育成クラブ保育事業を実施するために必要な施設の整備および修繕ならびに既存施設の改修に要する経費	2分の1	4,000,000円 以内	事業者が施設改修に係る支払完了後
備品購入補助金	新たに児童育成クラブ保育事業を実施するために必要な初度備品の購入に要する経費	2分の1	1,000,000円 以内	事業者が備品購入に係る支払完了後

② 運営等に係る事業補助金

ア 対象事業者

- ・ 社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人
- ・ 学校法人・特定非営利活動法人・非営利を目的とする団体
- ・ 株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人

イ 運営費補助基準額

単位：千円

	補助基準額 (A)	保育料 (B) 9,000円/8月以外 11,500円/8月	補助金額 (A)－(B)
(上段)児童数 (下段)金額	(10人～40人) 8,339～8,771	(10人～40人) 1,105～4,420	(10人～40人) 7,234～4,351

※補助金額は、運営費から徴収すべき保育料を差し引いた額になる。

※受け入れ児童数に応じて運営補助金は異なる。

※保育料の額については、草津市児童育成クラブ条例（令和7年6月2日時点）第6条の規定によるものとする。ただし、運営費および保育料に見直しがあれば、補助金額が変動することがある。

ウ 賃借料補助金

補助金額は、3, 3 7 4 千円までとする。

ただし、賃借料年額が3, 3 7 4 千円に満たない場合は、補助金額は実費相当とする。

※補助金額に見直しがあれば変動することがある。

エ 送迎費補助金

- ・ 所在小学校区の小学校に送迎を行う場合

【1 支援単位^(※)当たり 5 3 6 千円を上限】

- ・ 所在小学校区の小学校に加えて、他学区や駅等に送迎を行う場合

【上記上限額に 5 3 6 千円を加算】

ただし、送迎費年額が上限額に満たない場合は、補助金額は実費相当とする。

(※) 1 支援単位＝概ね 4 0 人

※補助金額に見直しがあれば変動することがある。

8 提出資料および提案内容

(1) 提出書類は、別紙1 提出書類一覧に掲げたとおりとします。

(2) 提案内容等は、次の項目とします。

① 民設児童育成クラブ運営の基本理念等について

ア 応募した動機について(様式4-1-1)

イ 民設児童育成クラブ運営の基本理念および保育計画の概要等について(様式4-1-2)

ウ 民設児童育成クラブにおける保育目標、方法、保育計画等を記載してください。
(任意様式)

② 民設児童育成クラブの実施体制について(様式4-2)

ア 保育の実施体制について、組織体制や職員配置計画を提案してください。

イ 保育内容について、デイリープログラムや行事を提案してください

ウ 職員の雇用、配置、人材確保等に関する考え方を、提案してください。

③ 保護者との信頼関係の構築について(様式4-3)

保護者との信頼関係を築くための取り組み等について提案してください。

④ 学校・地域等の関係機関との連携・協力について(様式4-4)

学校、地域等との連携、協力について、どのように取り組むか具体的に提案してください。

⑤ 職員の研修について(様式4-5)

支援員等の資質向上に向けて、人権研修を含め、職員研修の実施内容について提案してください。

⑥ 学校から民設児童育成クラブまでの送迎について(様式4-6)

送迎体制や送迎方法・手段について、実際の道程経路を明示のうえ、どのように取り組むか具体的に提案してください。(帰宅時は、保護者の送迎となります。)

⑦ その他の取組みについて(様式4-7)

ア 事故防止・安全対策の取り組み等について、それぞれ提案してください。

イ 衛生管理・感染症予防の取り組み等について、それぞれ提案してください。

⑧ 通常保育以外の自主事業の予定について(様式4-8)

自主事業の予定がありましたら、その取り組み内容について、具体的に提案してください。

⑨ アピールポイント等について(様式4-9)

施設の特徴や工夫点、その他アピールポイントがあれば記述してください。

9 選考の方法等

(1) 事業者の選考

草津市社会福祉法人等審査会において、書類審査およびプレゼンテーション審査を実施し、事業者を選考します。プレゼンテーションの実施要領については、受付後に応募者へ配布します。また、草津市社会福祉法人等審査会での審査にあたり、市が事業者へのヒアリングを実施します。

審査にかかる評価項目および配点

<共通事項>

合計：45点

I 定員の状況	①施設サービスの拡充	5点
II 施設整備	①用地の状況	5点
	②資金計画	5点
	③建設計画	10点
III 施設運営	①事業計画	10点
	②経営の安定性等	10点

<個別事項（児童育成クラブ）>

合計：55点

I 地域ニーズ	①施設までの距離	10点
II 施設の状況	①保育室面積	5点
	②施設配置	5点
	③安全対策・送迎手段の確保	5点
	④送迎用駐車場	5点
III 保育サービス	①保育内容等	5点
	②学校や地域との連携	5点
IV 運営体制	①運営方針・取組状況	15点

(2) 選考結果と公表

設置・運営事業者の決定は、令和7年10月頃を予定しており、選考結果は応募事業者に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。審査の結果、「該当なし」とする場合があります。決定事業者の法人名等については公表を行います。

10 スケジュール

令和7年6月2日（月） 募集要項配布開始
6月2日（月）～7月31日（木） 募集受付期間
9月 草津市社会福祉法人等審査会・選考
10月 事業者決定
令和8年4月1日（水） 開所

11 その他

- （１）決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備および民設児童育成クラブ運営に当たっては関係法令を遵守することはもとより、草津市の指導に応じること。
- （２）決定事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。施設の改修等を行う前に、決定事業者の責任において、近隣住民（特に隣接敷地の住民、町内会等）および関係者に説明を行い、事業の趣旨に関して理解を得るように努めること。また、改修工事のスケジュールや工事車両の通行などについても十分な説明を行うこと。
- （３）施設の改修等に係る諸手続きは、決定事業者が行うこと。
- （４）決定事業者が、施設改修のために補助金を申請する場合は、施設改修補助金の内示前に改修事業に着手することができないので留意すること。
- （５）提出書類の変更は原則として認めません。ただし、提出書類を変更することができるのは、必ず事前協議のうえ、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限るものとする。特に、令和8年4月1日の開所については厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として延期は認めません。
- （６）市は、決定事業者において、以下の場合、その決定を取り消すことができる。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできません。
 - ① 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
 - ② 当初予定していた施設等の確保が困難になるなど計画内容に大幅な変更が生じたとき。
 - ③ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
 - ④ その他の事情により、適切な児童育成クラブ事業の実施が困難と認めるとき。
- （７）事業者決定後、事業実施を取りやめる場合は、必ず事前に協議のうえ、速やかに辞退届を提出すること。

- (8) 応募のために支出した費用等については、市は補償しないものとします。
- (9) 応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、別紙の「民設児童育成クラブ設置・運営事業者募集に係る質問書」を下記「12 事務局（応募書類提出先等）」までFAXまたは電子メールで送付し、送付した旨を電話にて連絡すること。ただし、審査内容や評価項目等に関する質問については回答できません。なお、質問内容および回答は、本市が必要と判断した場合は、質問された事業者以外の事業者への周知等として、本市ホームページに掲載することがあります。
- (10) 募集期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページ（<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>）に掲載することがありますので、定期的に確認をしてください。本市ホームページの掲載内容を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。

12 事務局（応募書類提出先等）

草津市こども若者部こども若者政策課こども若者政策係

〒525-8588

草津市草津三丁目13番30号

本庁舎横 さわやか保健センター2階

電話 077-562-7882

FAX 077-561-6780

E-mail kowaka@city.kusatsu.lg.jp

応募受付期間

6月2日（月）～7月31日（木）16時45分まで 期限厳守
（土日祝日は除く。）

◆持参のみの受付とします。郵便での提出は認めません。